

就学援助（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給について

朝倉市教育委員会 教育課

☎0946-22-2333

朝倉市では、経済的理由で就学困難なお子様に対し、就学援助の制度を設けています。その中で、新年度に小中学校に入学予定の方については、新入学に必要な学用品費（以下「新入学児童生徒学用品費」）を、希望すれば入学前（3月）に支給することができます。

なお、今回入学前支給の申請をされなくても、入学以降に就学援助（給食費等）を申請し認定されれば、「新入学児童生徒学用品費」は他の援助費に併せて支給されます。（入学前に「新入学児童生徒学用品費」を受給した場合は、入学後に就学援助の認定を受けても「新入学児童生徒学用品費」は支給されません。）

1. 入学前支給の対象世帯

次の（１）～（３）の要件の全てに該当する世帯が申請出来ます。

- （１）就学援助入学前支給申請時に朝倉市に居住している世帯
（令和９年３月３１日以前に朝倉市外に転出予定の方は除く）
- （２）令和９年４月に朝倉市立小中学校にお子様が入学予定の世帯
- （３）次の要件に該当する世帯

①生活保護に準ずる程度の所得世帯で援助が必要と認められる世帯

・モデル世帯 認定の基準となる 所得金額の目安 (《参考》令和 7年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	世帯全員の 総所得金額	220万円 程度	230万円 程度	280万円 程度	300万円 程度

※所得基準額は生活保護基準額を基に算出しているため、世帯構成(人数・年齢等)や家賃の有無等により異なります。

また、年度によっては生活保護基準の見直しにより、変更となる可能性があります。

- ②病気・災害等の事情により、収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる世帯
- ③その他、学校からの意見等により教育委員会が援助の必要を認める世帯

○次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合は、支給の対象にはなりません。

- （１）令和９年３月３１日以前に朝倉市外に転出予定の場合
- （２）令和９年４月に朝倉市立小中学校に入学されない場合
（朝倉市以外の国公私立小中学校・義務教育学校、インターナショナルスクール、国外の学校等）
- （３）令和９年３月時点で、生活保護を受給している場合

※支給対象ではない方が、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた場合は、返還していただきますので、該当する可能性のある方は、申請を行わないでください。

2. 申請手続きについて

◎提出場所

次のいずれかの窓口に提出してください。

- (1) 朝倉市教育委員会教育課（朝倉市甘木 198-1 ピーポート甘木 3 階）
- (2) 朝倉支所（市民窓口係）
- (3) 杷木支所（市民窓口係）
- (4) 中学校入学予定（小学校 6 年生）のお子さまが現在通われている朝倉市立小学校

◎受付期間

令和 9 年 1 月 8 日（金）まで

◎申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 請求書
- (3) 振込先の保護者様口座がわかる通帳等の写し
- (4) 児童扶養手当を受給していることが証明できる書類の写し
- (5) ※令和 8 年 1 月 1 日時点で、朝倉市外に住民票があった 16 歳以上の方のみ
マイナンバー記録票兼同意書
(マイナンバー通知カードまたは個人番号カードのコピーの貼付が必要)

((5) は、既に令和 8 年度に就学援助認定を受けている方、令和 8 年 1 月 1 日現在朝倉市に住民票があり税の申告を行っている方は、不要です。)

※上記 (1)・(2)・(5) の用紙は、朝倉市教育委員会教育課または朝倉市ホームページから入手できます。

※申請書提出後に、世帯の状況等の申請内容に変更があった場合は、速やかに朝倉市教育委員会教育課までご連絡ください。

※制服変更に伴い、令和 6 年度から 3 年間、新中学 1 年生の就学援助認定者を対象に新制服代一部補助費を実施していましたが、令和 8 年 4 月入学者分をもって終了しました。

3. 予定額・支給予定時期について

◎判定結果の通知時期

令和 9 年 3 月上旬予定

◎支給予定額（1 人につき）

小学校入学予定のお子さま	64,300 円
中学校入学予定（小学校 6 年生）のお子さま	81,000 円

◎支給時期

令和 9 年 3 月下旬予定

◎支給方法

指定口座に直接振り込みます。



●入学後の令和 9 年度就学援助申請について●

今回、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請し認定された方が、**入学後に給食費等の他の援助費を希望される場合は、入学後に改めて申請をする必要があります。**その場合、所得審査の対象年が異なるため、入学前支給は受給できても、給食費等の他の援助費は受給できない場合がありますのでご了承ください。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給の審査は、令和 7 年中の所得が対象です。

入学後に援助費を申請される場合の審査は、令和 8 年中の所得が対象です。

※認定された場合は、入学後に学校へ認定となった旨を通知しますので、ご了承ください。